消費生活緊急情報

第93号

令和6年10月31日

給湯器の点検にご注意ください―トラブル急増!-

【相談概要】

- ・「市役所から依頼を受けて無料で給湯器を点検しています。いつにしますか?」と自宅に電話があった。不審に思い電話を切ったが、市役所では給湯器の無料点検を業者に依頼しているのか。
- ・「給湯器を無料で点検します」と自宅に電話があり、ガス販売店からだと思い点検を依頼した。来訪してきた業者から、点検後「期限が切れているからこのままだと火事になる。給湯器を取り換えないとダメだ」と言われ、断ったが見積書を置いていった。勝手に給湯器を交換されて代金を請求されたりしないか心配だ。

【アドバイス】

自治体が、住民への給湯器の無料点検の勧誘を業者に依頼すること はありません。電話や訪問で突然、無料点検を持ち掛ける業者には安 易に点検させないようにしましょう。その場では契約せず十分に比較・ 検討しましょう。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターに相談しましょう。



★:相談発生地域

消費者ホットライン

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜(電話のみ) 9時から16時まで